

神戸市学校給食用食材の調達等に関する要綱

(平成30年9月1日制定)

改正：H30.11.1、R2.8.1、R3.4.1、R5.8.1、R6.11.1、R7.4.1

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 納入業者の登録等（第4条―第9条）
- 第3章 食材の登録等（第10条―第13条）
- 第4章 契約及び調達（第14条―第19条）
- 第5章 食材事故等の措置（第20条―第22条）
- 第6章 食材の衛生管理（第23条・第24条）
- 第7章 雑則（第25条・第26条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、一般財団法人神戸市学校給食会（以下「給食会」という。）が調達する神戸市学校給食用食材（以下「食材」という。）の調達及び業者の選定並びに食材の検査等の衛生管理に関し、必要な事項を定め、もって安全で良質な食材を廉価にかつ安定的に調達することを目的とする。

（登録業者）

第2条 給食会は、第8条の手続により一般財団法人神戸市学校給食会会長（以下「会長」という。）が決定し登録業者名簿に登録された業者（以下「登録業者」という。）から食材を調達する。

（調達食材）

第3条 原則として給食会が調達する食材は、第11条の手続により会長が登録を行った食材とする。

第2章 納入業者の登録等

（登録業者の募集）

第4条 会長は、時期を定め登録業者として登録を受けようとする者を神戸市公報及び神戸市の広報紙などに掲載して広く募集する。

- 2 前項の規定にかかわらず会長が緊急かつ必要と認めたときは、随時、納入希望業者を募集することができる。

（登録の有効期間）

第5条 登録業者の登録の有効期間は、3年間とする。

- 2 前条第2項の規定により随時登録した業者の場合にあつては、前項の登録の有効期間

の満了の日までとする。

（納入業者の登録申請）

第6条 登録業者として登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、神戸市学校給食用食材納入業者登録申請書（様式第1号）を給食会に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 営業規模概況調書（様式第2号）
- (2) 納入申請食材仕入先一覧表（様式第3号）
- (3) 食材配送に関する調書（様式第4号）
- (4) 商業登記簿謄本、定款及び営業許可書の写し
- (5) 最近2年分の決算報告書又は決算書
- (6) 最近2年分の納税証明書
- (7) 営業規模概況調書の主要納入先の取引証明書
- (8) 所轄保健所の食品衛生監視票
- (9) 成年被後見人又は被保佐人並びに破産者でないことの申出書（個人営業の場合のみ）
- (10) その他参考となる書類

3 兵庫県が指定する給食用牛乳の納入業者及び公益財団法人兵庫県スポーツ協会が指定する主食の納入業者にあつては、前項の書類の提出を要しない。

4 継続して登録を受けようとする業者にあつては、第2項第4号及び第7号の書類の提出を要しない。

（登録要件）

第7条 学校給食用食材の納入業者として登録を受けることができる者は、食育基本法の趣旨を理解し学校教育を通した食育及び地産地消を給食会及び神戸市との協働で推進することができる者であつて、かつ次の各号を満たす者でなければならない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人の宣告を受けた者並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 給食会食材納入業者の登録取消を受けた者で2年を経過しない者でないこと。
- (3) 引き続いて2年以上その営業に従事していること。
- (4) 納税義務を履行していること。
- (5) 営業許可を必要とする者は、その許可を有する者であること。
- (6) 青果物業者にあっては、本市中央卸売市場仲卸業者であること。
- (7) 神戸市内に本店又は営業所を有すること。ただし、会長が別途定める食材を取り扱う業者であり、かつ、第9号の要件に該当する場合はこの限りでない。
- (8) 給食会の所要量を納品できる能力があること。
- (9) 指示する期日、時刻、場所に確実に配送ができ、数量不足、交換等で緊急を要する場合に概ね1時間以内に対応できる体制を整備していること。
- (10) 食品衛生法の許可営業では、食品衛生監視票の評点が80点以上であること。

- (11) 食品倉庫等、物資取扱に要する施設が整備され、堅実な営業を行っていること。
- (12) 役員が暴力団、暴力団員、暴力関係者その他反社会勢力（以下「暴力団等」という。）に係る者でないこと。
- (13) 暴力団等との取引関係がないこと。
- (14) 前各号に掲げる者のほか、法令（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1号に規定する法令をいう。）、処分（同条第2号に規定する処分をいう。）若しくはこの要綱又はこれらに基づく指示に違反したこと等の理由により、安全で良質な食材を廉価にかつ安定的に納入できると会長が認められない者でないこと。

（登録業者の選定）

第8条 会長は、必要と認める場合は、登録申請者の店舗又は製造工場等必要な施設設備を調査することができる。

- 2 登録申請者が前項の調査を拒んだときは、当該登録申請者の申請を受け付けない。
- 3 一般財団法人神戸市学校給食会登録業者選定委員会設置運営に関する要綱（令和6年11月1日制定）で規定する一般財団法人神戸市学校給食会登録業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、第1項の調査結果を参考に第6条第1項の申請書及び第2項各号に掲げる添付書類を審査するものとする。
- 4 会長は、選定委員会の審査結果により登録の採否を決定する。
- 5 会長は、前項の採否を速やかに登録申請業者に通知するとともに、登録を決定した登録申請業者に対し神戸市学校給食食材納入業者登録決定通知書（様式第5号）を交付し、登録業者名簿に登載する。

（登録書類等の変更事項の届出等）

第9条 登録業者は、第6条第1項及び第2項の書類の内容に変更が生じたときは、速やかに神戸市学校給食食材納入業者登録変更届（様式第6号）を給食会に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項に定める変更のうち納入申請食品群に追加がある場合は、選定委員会で審査を行い、その可否を決定する。
- 3 会長は、次に掲げる者から、登録業者の資格の承継をしたい旨の書面（事業の承継に係る証拠書類を添付したものに限る。）による申出があったときは、選定委員会の審査の上、当該承継を認めることができる。
 - (1) 相続により登録に係る事業を承継した者
 - (2) 個人である登録業者が設立した会社であって、登録に係る事業を譲り受け、かつ、当該個人が代表者に就任した者
 - (3) 登録業者である会社の登録に係る事業を事業譲渡、合併、会社分割その他の事由により承継した会社であって、その代表者が登録業者である会社の代表者であった者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、会長が特に必要があると認める者

第3章 食材の登録等

(食材登録申請)

第10条 第3条に定める食材の登録を受けようとする登録業者は、次に掲げる書類を給食会に提出するものとする。ただし、会長が認めた場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 神戸市学校給食用食品内容明細書（以下「食品内容明細書」という。）（様式第7号）
- (2) 登録申請食材の栄養分析表及び食品検査成績書
- (3) 当該食材の製造工場の食品衛生監視票

(食材登録)

第11条 会長は、登録業者から前条の書類の提出があったときは、必要に応じて当該登録業者の店舗及び当該食材の工場等を調査し、神戸市学校給食食品選定委員会開催要領（平成19年4月1日神戸市教育委員会制定）に規定する神戸市学校給食食品選定委員会（以下「食品選定委員会」という。）に食材の登録の採否を諮る。

- 2 会長は、食品選定委員会の食材選定の結果に基づき食材の登録を行い、速やかに当該登録業者に神戸市学校給食用食材登録決定通知書（様式第8号）を交付する。
- 3 登録食材は、「学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）」及び「神戸市学校給食用食品選定基準（平成24年神戸市教育委員会決定）」を満たしたものでなければならない。

(登録食材の内容変更)

第12条 登録食材の内容に変更のあった場合は、速やかに神戸市学校給食用食品内容明細書変更申出書（様式第9号）を会長に提出するものとする。

- 2 前項の変更が重要な変更と認める場合は、給食会は前条の規定を準用し、当該食材の変更を認める。

(食材登録の取消)

第13条 会長は、登録食材が次の各号のいずれかに該当する場合は、食品選定委員会の決定により、当該食材の登録を取り消す。

- (1) 過去5年間にわたり学校給食用献立、特別給食又は学校特注に使用された実績がなく、今後も使用の見込みのないとき。
 - (2) 食品内容明細書に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 登録業者から終売になるなどの事由で登録取消の旨の申し出があるとき。
 - (4) 学校給食にそぐわない事由が判明したとき。
 - (5) その他登録を存続させることが不適切であると認められるとき。
- 2 会長は、前項の規定により食材登録を取り消したときは、当該登録食材を取り扱う登録業者に対し神戸市学校給食用食材登録取消通知書（様式第10号）を交付しなければならない。

第4章 契約及び調達

(契約等)

第14条 会長は、納入業者の登録後速やかに取り扱う登録食材の種類及び規格、食材価格の決定方法、食材の供給及び代金の支払い等基本的な事項を定めた基本協定を登録業者と締結する。

2 パン、米飯、牛乳、生鮮野菜及び生肉を除き、登録業者から提出される食材の入札書又は見積書を給食会が採用することをもって、当該食材に係る基本的な売買契約が成立したものとする。

3 登録業者は、入札の落札又は見積書の提出により納入業者及び納入単価が決定した後は、辞退又は納入単価を変更してはならない。

(食材の購入)

第15条 食材の購入にあたっては、あらかじめ契約しようとする食材の仕様書を定め、原則として競争入札で決定する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、随意契約にすることができるものとする。

- (1) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (2) 競争入札に必要な登録業者の数が確保できないとき。
- (3) 随意契約によらなければ良質な食材が確保しがたいとき。
- (4) 地元中小業者の育成の観点から地元業者を優先するとき。
- (5) 特定の取引価格によらなければ契約しがたいと認められる食材を購入するとき。
- (6) その他会長が競争入札に付することが不適当又は不要と認めたとき。

(競争入札)

第16条 競争入札に参加しようとする登録業者は、給食会が指定した日時に入札書に入札食材に応じて次の各号の書類及びサンプル食品を添えて提出しなければならない。

- (1) 当該食材の神戸市学校給食用食品内容明細書
- (2) 給食会が指定する食品衛生検査成績書
- (3) 当該食材の製造工場の食品衛生監視票の写し
- (4) 当該食材の納入経路一覧表
- (5) 当該食材の流通製造工程表
- (6) 当該食材の残留農薬検査結果報告書

2 会長は、次の各号のいずれかに該当する入札書が提出されたとき又は適正な入札を確保しがたいときは、当該入札書を無効とすることができる。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認しがたいとき。
- (3) 訂正の容易な筆記具により入札書に記載したとき。
- (4) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (5) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

- (6) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
 - (7) 一の入札に対して入札者から仕入れた食材の入札書を提出したとき。
 - (8) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は共同で入札をしたとき。
 - (9) 前項の書類に重大な不備があったとき。
 - (10) 前項第2号の食品衛生検査成績書において附表「食品衛生検査に関する規格基準」に定める規格基準を満たさないとき。
 - (11) 前項第6号の残留農薬検査結果報告書において厚生労働省が定める残留基準を超えたとき。
 - (12) 前項のサンプル食品について給食会が定める入札食材仕様書に適合しないとき。
- 3 会長は、入札の結果同額の場合は、当該入札書を提出した業者による抽選で落札業者を決定する。
- 4 会長は、入札の執行に際しては、複数人の給食会の職員を立ち合わせなければならない。
- 5 落札が決定したときは書面をもってその旨を落札者に通知、落札食材の発注に必要な書類を交付しなければならない。

(委任状)

第17条 登録業者は、入札書等の提出、契約の締結又は請求書を特定の代理人に委任する場合は、委任状(様式第11号)を給食会に提出するものとする。

(食材の発注)

第18条 会長は、落札登録業者又は見積書採用登録業者に対し学校等に納入する食材の種類、価格、規格及び数量並びに納入場所及び期日を発注書により指示する。

(使用印鑑の届出)

第19条 登録業者は、入札書等の提出、契約の締結又は代金の請求その他契約若しくは給食会に提出する書類(以下「各種書類」という。)に関し使用する印影を使用印鑑届(様式第12号)により会長に届け出なければならない。

- 2 前項の印鑑以外の印鑑による各種書類はこれを無効とする。

第5章 食材事故等の措置

(食材事故等への対応)

第20条 会長は、学校又は学校給食共同調理場若しくは給食調理等委託業者又は教育委員会から始末書等の措置に関する基準(別表1)及び納入停止等の措置に関する基準(別表2)の各項に掲げる食材等に関する事故等(以下「食材事故等」という。)に関する連絡を受けたときは、当該食材を取り扱う登録業者に対し、直ちに当該食材の交換又は不足数量の配送その他適切な事故処置に関する指示を行う。

- 2 食材事故等に伴う損害及び事故処理の費用は、当該登録業者の負担とする。

(食材事故等の措置)

第21条 会長は、別表第1左欄に掲げる食材事故等があったときは、状況に応じ同表右欄に掲げる措置として、顛末書（様式第13号）又は始末書（様式第14号）を徴し、口頭での注意又は書面での指導を行う。

2 異物の混入等不良品が発生した場合であって、食材の交換、補充等により給食運営に支障を及ぼすおそれがないと認めたときは、前項の措置は行わないものとする。ただし、健康に被害を及ぼすおそれがある異物の混入があったときや不良の程度が著しいときは、この限りでない。

3 会長は、別表第2左欄に掲げる食材事故等があったときは、当該事象の区分に応じ同表右欄に掲げる措置を行うことができる。この場合において、会長は、当該登録業者に食材事故等に係る措置決定通知書（様式第15号）によりその旨を通知する。

4 前項に規定する場合のほか、会長は、登録業者が虚偽の申請若しくは報告を行ったとき又は第7条の要件を欠いていると認めるときは、当該登録を取り消し、又は当該登録の効力を停止することができる。

5 会長は、前2項の措置を行った場合は、教育委員会に食材事故等の概要及び措置について報告する。

（登録業者に対する調査）

第22条 会長は、前条の措置を行う場合その他必要と認める場合は、登録業者に対して書面により又は実地に調査することができる。この場合において、当該登録業者は、その調査を拒んではならない。

第6章 食材の衛生管理

（食材の衛生管理）

第23条 会長は、食材及びその製造加工について、必要に応じて登録業者に対して次に掲げる指導、調査又は監視を行う。

- (1) 所轄保健所による食品衛生監視票の交付を求めること。
- (2) 食材の製造工場、倉庫又は店舗棟の衛生管理状況を調査すること。
- (3) 従業員の検便結果の報告を求めること。
- (4) 衛生管理のための自主点検結果の報告を求めること。
- (5) 必要と認める納入品目については、その製造年月日等の報告を求めること。

（各種検査）

第24条 会長は、食品衛生法第4条第9項に規定する登録検査機関等に委託し、定期的に食材の細菌検査又は理化学検査など各種検査を実施する。

2 前項の検査の実施については、関係行政機関の協力を求めて実施する。

第7章 雑則

（食品ロス対策の実施）

第25条 登録業者は、学校給食用食材をはじめとして、不用となった食材は、フードバンク、社会福祉施設、子ども食堂等への寄贈を行うなど、食品ロス対策の実施に努めるものとする。

(会計規則との関係)

第25条 この要綱に定めのない事項については、一般財団法人神戸市学校給食会会計規則（平成30年8月規則第3号）の規定に準じて行うものとする。

(施行細目)

第26条 この要綱を実施するにあたり必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 公益財団法人神戸市スポーツ教育協会の登録業者は、平成31年3月31日まで給食会の登録業者とみなす。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。